

瀬戸市の中小企業支援施策
『コロナ克服事業者応援補助金』 概要

瀬戸市では、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために前向きな投資を行う中小企業者を応援するため、国の補助金に上乗せ支援を行います。（一事業者につき一回に限ります。）

◆支援対象事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- ・瀬戸市内の中小企業者である者
- ・国が令和3年度補正予算で実施する下表の補助金（以下、国補助金）の交付決定を受け、瀬戸市内で補助事業を実施する事業者
- ・市税の滞納がないこと

※国が令和3年度補正予算で実施する下記補助金が対象です。過去に補助金を受給した事業及びすでに交付決定を受けて実施している事業は対象外です。

◆支援対象となる事業、補助率及び補助上限額

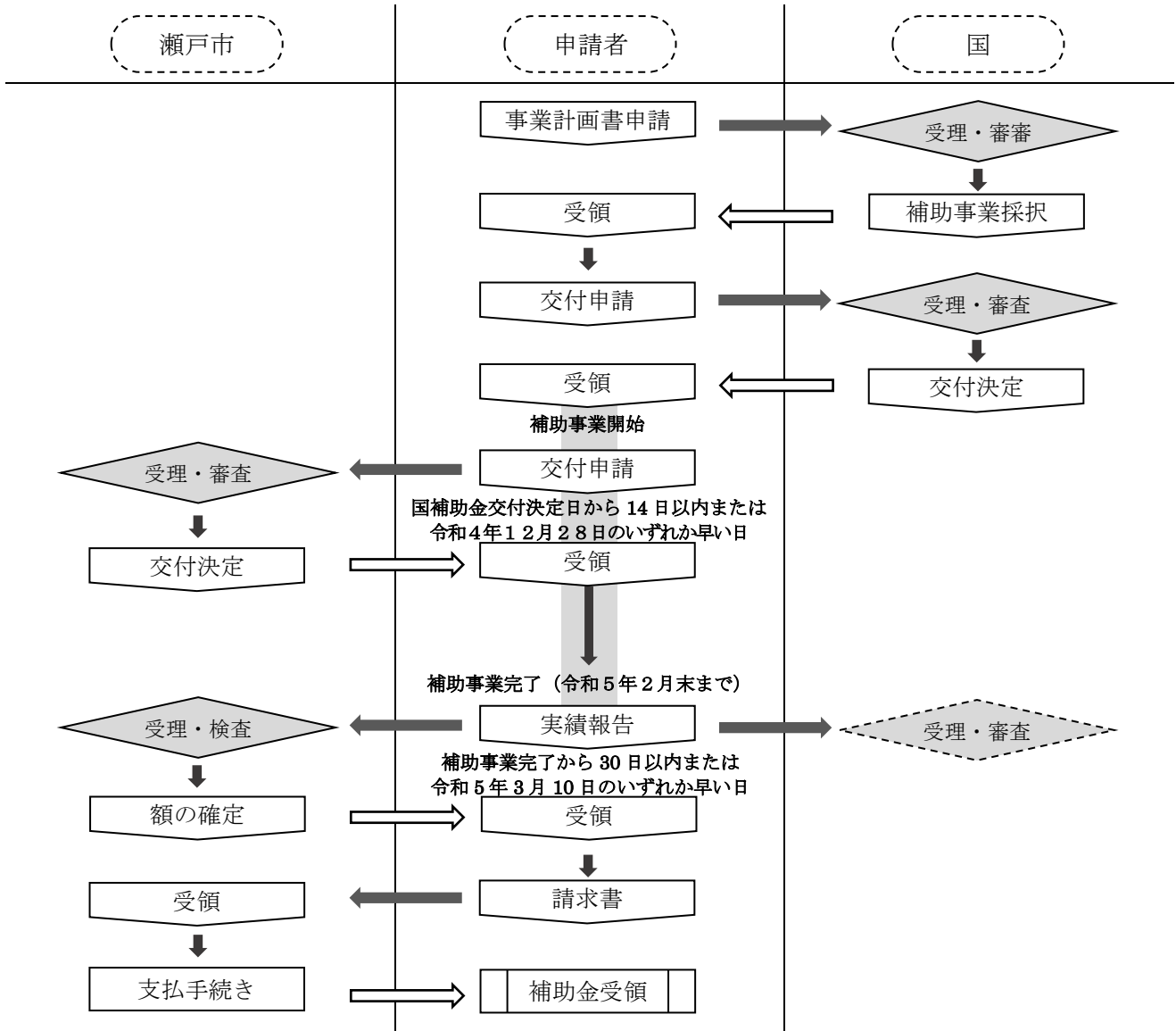
国補助金名称	申請類型	補助率	補助上限額	市補助金の額
事業再構築補助金	最低賃金枠 回復・再生応援枠	10%	500万円	補助対象経費に国補助金の補助率を乗じた額(千円未満切捨て)・国補助金の上限額に達した場合はその額)に補助率を乗じた額(千円未満切捨て)とする。
	通常枠 大規模賃金引上げ枠 グリーン成長枠	20%		
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	通常枠 回復型賃上げ雇用拡大枠 デジタル枠 グリーン枠	20%	400万円	
小規模事業者持続化補助金	通常枠	20%	10万円	
	成長・分配強化枠	20%	40万円	
	新陳代謝枠	20%	40万円	
	インボイス枠	20%	20万円	
サービス等生産性向上IT導入支援事業費補助金	デジタル化基盤導入類型	ITツール ～50万円以下	10%	10万円
		ITツール 50万円超～ 350万円	20%	70万円
		PC等	20%	2万円
		レジ等	20%	4万円
事業承継・引継ぎ支援補助金	創業支援型 経営者交代型 M&A型 専門家活用型	20%	120万円	
	廃業・再チャレンジ支援型	20%	30万円	

※国の補助金の公募要領、交付規定により変更となる場合があります。

◆補助対象経費

- (1) 次のア～エを全て満たす経費が対象となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。
- ア 国補助金交付規定及び公募要領に準じた補助対象経費
 - イ 国補助金の交付決定日以降に契約し、令和5年2月28日までに事業完了（納品、検収、支払い）した経費
 - ウ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
 - エ 申請する対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていること
- (2) 上記（1）ア～エに該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。
- ア 補助事業の目的に合致しないもの
 - イ 必要な経費書類（支払いが分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳と数量等）を示す書類）を用意できないもの
 - ウ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
 - エ 各種保証・保険料、商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分

◆補助金交付に係る手続きの流れ◆



◆補助事業の実施期間

国補助金の交付決定日から令和5年2月28日までに実施した事業が補助の対象です。

◆補助金の交付決定等

- (1) 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払です。
- (2) 補助金の交付対象となる経費は、国補助金の交付決定日から令和5年2月28日までに事業完了（納品、検収、支払い）するものに限りません。
- (3) 国補助金の交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は、補助金の交付対象にはなりません。

◆交付申請期間

上乗せの対象となる国補助金の交付決定日から14日以内または令和4年12月28日のいずれか早い日（必着）

◆申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします。
〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1
瀬戸市役所産業政策課 コロナ克服事業者応援補助金担当 宛て

■お問い合わせ先

瀬戸市役所産業政策課企業支援係
電話番号 0561-88-2647、2651 FAX 0561-82-2931